

旭川市生活交通路線について

- 1 旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱について
 地域住民の生活に必要なバス路線等を維持することによって、地域住民の福祉を確保するため、予算の範囲内で補助金を支出することができることを旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱で定めている。
- 2 補助支出のプロセス

旭川市地域公共交通会議	
(協議事項) ・ 利用促進及び持続可能な公共交通の計画について ・ 地域に応じた公共交通の態様及び運賃等について ・ 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について 等	(構成員) 旭川市, 北海道, 交通事業者, 運転者の組織する団体, 事業者団体, 地域住民・利用者, 警察・道路管理者, 学識経験者, 運輸局

(旭川市は、旭川市地域公共交通会議の協議を経て、単独補助路線3ヶ年計画、地域内フィーダー系統3ヶ年計画の報告)



上川地域生活交通確保対策協議会	
(協議事項) ・ 上川総合振興局管内の生活交通確保に関する計画の策定, 調整 ・ 具体的な路線確保の方策についての合意形成	(構成員) 上川総合振興局, 国, 関係市町村, 関係バス事業者

(生活交通路線 (生活交通路線, 準生活交通路線) 維持3ヶ年地域計画)の報告)



北海道生活交通確保対策協議会	
(協議事項) ・ 全道的な生活交通確保の枠組み作り ・ 道内の生活交通確保に関する計画の策定, 調整 ・ 生活交通に関する制度, 運用のあり方	(構成員) 北海道, 国, 市町村 (市長会, 町村会), バス事業者 (バス協会, 労働組合)

(北海道生活交通路線確保維持計画)を知事に提出)



北海道知事：北海道生活交通路線確保維持計画の策定



国土交通大臣の承認



補助対象路線の決定